

中国の環境紛争処理における制度的障害に関する分析（要旨）

華東政法大学経済法学院 張梓太

一、 処理根拠上の矛盾

1. 主な根拠

1986年制定《民法通則》第124条の規定：「国家による環境を保護し汚染を防止する規定に違反し、環境汚染が他人に損害を与えた場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。」

1989年制定《環境保護法》第41条規定：「環境汚染の危害を引き起こした者は、危害を排除する責任があり、直接損害を受けた組織または個人に対して損失を賠償する。」

．．．．

2. 矛盾

まず、責任構成要件上の相互矛盾がある。《民法通則》の規定は行為の違法性を責任構成要件の一つとしているが、《環境保護法》は行為の違法性を構成要件としていない。

次に、責任帰属原則上の相互矛盾がある。《民法通則》、《環境保護法》はともに無過失（原語は「無過錯」）責任原則を帰責原則としているが、しかし《環境保護法》、《水污染防治法》、《大気污染防治法》、《海洋環境保護法》などの立法においては、不可抗力、第三者の過失（「過錯」）および被害者の自己責任という三種の状況を免責条件としており、これは無過失責任原則と相矛盾する。

二、 処理手段の不足

処理手段には、調停、仲裁、訴訟などが含まれる。しかし、様々な理由から、現在の環境紛争処理は訴訟解決に頼っており、調停や仲裁などの手段を採ることは非常に少ない。

中国は行政管理資源が十分に豊富な国家であり、行政処理はかつて環境紛争処理の主要な手段であったが、行政訴訟制度の確立により、環境行政管理部門は行政処理手段によって環境紛争を解決する情熱を徐々に失ってしまった。

三、 訴訟における問題

1. 原告資格の制限により、環境民事訴訟を提起することは必ずしも容易な事ではない。
2. 多くの状況下において、権利侵害者が不明なため、被害者は訴訟を提起できない。
3. 環境権利侵害の特殊性のため、訴訟は往々にして非常に長くかつ険しい過程であり、被害者の権益は適時かつ有効に救済され得ない。
4. 訴訟時効期限の長さが不十分であり、被害者の利益が有効に保護されない。

四、 改善策

1. 関連立法を完備し、《民法通則》と《環境保護法》およびその他環境立法の間の矛盾を除去し、行為の違法性を責任を負う前提とせず、免責条項を取り消す。
2. 調停と行政処理の作用を十分発揮する。
3. 環境責任保険、財務保証、行政補償、社会保障などの分野の制度を構築し、徐々に環境権利侵害損害の填補を社会化する。

（翻訳：大塚健司、監修：片岡直樹）